

平成 17 年 7 月 26 日

会社法の委任に基づく法務省令の整備に対する意見

社団法人 日本監査役協会

このたび成立しました会社法（平成 17 年法律第 86 号）では、従来商法等に規定されていた事項の多くが法務省令に委任されることとなっております。そこで、法務省令の整備にあたり、下記のとおり意見を申し述べますので、ご検討下さいますようお願い申し上げます。

記

第 1 改定監査役監査基準に規定された監査役の職責及び監査役監査環境の整備について

意見 会社法第 381 条第 1 項（監査報告の作成）、第 436 条第 2 項（計算書類等の監査等）、第 362 条第 4 項第 6 号（取締役会決議事項）などの委任を受けた法務省令において、監査役監査の環境整備に関連する事項（環境整備に対する取締役の協力に関する事項を含む）を規定していただくことを強く要望いたします。規定する内容については、当協会が昨年全面改定した監査役監査基準の規定趣旨にご配慮いただくことをお願い申し上げます。

また、これらの事項については、営業報告書（会社法では事業報告）における開示事項としていただくことを要望いたします。

理由 (1) 日本監査役協会では、昨年 2 月に、監査役監査基準の全面改定を行いました。

その趣旨は、監査役は、独立の立場から取締役の職務執行を監査することにより、企業不祥事を防止し、健全で持続的な成長を確保・担保することが基本責務であることを明示した上で、監査役の職責とそれを果たすうえでの心構えを明らかにし、併せて、監査役監査の環境整備に関する事項を定めております¹。

¹ ご参考までに、監査役監査基準には、たとえば以下のような規定を置いております。

- ・ 第 10 条 1 項「監査役は、監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査役の職務遂行を補助する体制の確保に努めなければならない。」

第 2 項「前項の体制確保のため、監査役は、必要あるときは、取締役との間で協議の機会をもたなければならない。」

第 3 項「監査役及び監査役会の事務局は、専任の監査役スタッフがあたることが望ましい。」

第 4 項「監査役は、監査役スタッフの業務執行者からの独立性の確保に留意する。」

- ・ 第 15 条 1 項「監査役は、取締役が次の諸事項を含む内部統制システムを会社の規模及び事業内容等に照らして適切に構築し運用しているかを監視し検証しなければならない。」

取締役及び使用人の職務執行が法令又は定款等に違反しないための法令等遵守体制

(2) 会社法の規定では、第 381 条第 1 項は「・・監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない」と規定されております。また、第 436 条第 2 項は、会計監査人設置会社においては、事業報告等は、「法務省令で定めるところにより、当該各号に定める者（監査役）の監査を受けなければならない」と定められています。

そこで、上記(1)に申しあげました通り、監査役監査基準が規定いたしました、「監査役

(3) 具体的には、「監査役監査環境の整備に関する事項」及び「監査役監査環境の整備に対する取締役の協力に関する事項」について規定していただくことを強く要望いたします。

まず、「監査役監査環境の整備に関する事項」としては、監査役(会)の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の業務執行取締役等からの独立性の確保に関する事項、業務執行取締役及び使用人が監査役(会)に報告すべき事項その他の監査役(会)に対する報告に関する事項が含まれることを強く要望いたします。

これら から の事項は、現行の商法特例法においても、また会社法においても（会社法の条文で言いますと第 390 条第 2 項第 3 号）、「その他の監査役

の執行に関する事項」の一つとして、監査役会が自律的に決定しうる部分があるものと考えられます。

しかし、仮に監査役(会)の職務を補助すべき使用人に関する事項やその使用人の独立性確保に関する事項を監査役(会)が決定したとしても、その決定に基づいた体制を現実に構築し運用するためには、取締役会や代表取締役・業務執行取締役の理解と協力が不可欠であります。また、監査役(会)への報告体制についても、業務執行側が整備した内部統制部門からの報告を受けて監査に役立てるなど、会社が整備している内部統制システムを活用して監査を行うことで監査の実効性と効率

会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制

財務情報その他企業情報を適正かつ適時に開示するための体制」

- ・ 第 27 条「監査役及び監査役会は、代表取締役等に対して、次の監査役監査の環境整備を含む諸事項について要請を行い、必要に応じて確認をとるものとする。

監査役監査の重要性と有用性に対する代表取締役その他の取締役の認識及び理解

監査役

取締役及び使用人が監査役に対して報告すべき事項

内部監査部門等との関係に関する事項

内部統制システムの整備に関する事項

その他、監査役の円滑な監査活動の保障に関する事項」

などの規定を特に置いています。

性の向上に務めている実務状況であります。

さらに、その報告すべき事項についても、取締役会や代表取締役・業務執行取締役が、監査役(会)に対する報告義務等を社内で周知徹底させるべく業務決定を行うことが有効であります。

次に、「監査役監査環境の整備に対する取締役の協力に関する事項」としては、上述の「監査役監査環境の整備に関する事項」のうち取締役会が決定すべき事項については、会社法第 362 条第 4 項第 6 号において規定されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関し、法務省令で規定するにあたり、ご検討いただきたく要望いたします。

(4) また、(3)の取締役会の決議の内容について、営業報告書(会社法では事業報告)で開示することとするよう要望いたします。

第 2 監査役(会)監査報告の記載事項

意見 会社法第 436 条第 2 項(計算書類等の監査等)に定める監査報告の内容に関する法務省令において、第 362 条第 4 項第 6 号(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備)に定める取締役会決議が相当でない場合はその旨および理由を、監査報告の法定記載事項として追加されるよう要望いたします。

理由 (1) 内部統制システムが適正に整備されていないことは、監査役(会)設置会社においても、取締役の善管注意義務違反を構成するとの考えが、現在、通説的であり、現行法の枠組みでも、企業経営者が善管注意義務に反して適正に内部統制システムを整備していないと認められるときには監査報告の記載事項であるとも考えられます。ただ、法律で監査報告の記載事項と明記することで、内部統制システムの整備に対する企業の取り組みとそれに対する監査活動が、より一層促進されるものと期待されます。

(2) そこで、監査報告の内容に関する法務省令において、「会社法第 362 条第 4 項第 6 号に定める取締役会決議の内容が相当でない」と認めるときは、その旨及び理由」と明定されることを強く要望いたします。

第 3 株主総会議事録への監査役の名

意見 会社法第 318 条第 1 項(株主総会の議事録)に定める株主総会議事録に関する法務省令において、監査役の名を要する旨明記するよう要望いたします。

理由 (1) 監査役は、株主総会に出席し、株主からの質問に対し説明する義務があります(商法第 237 条の 3、会社法第 314 条)。しかしながら、商法では監査役は株主総会議事録の署名者とはされておりません。監査役としては、自らの発言や議事内容

が正確に記載されているか確認する必要がある、その上で責任の所在を明らかにする意味で出席者として署名すべきであると考えます。また、監査役は取締役が職務執行の一環として、総会議事録を作成するにあたり、善管注意義務を果たしているか監査する必要がある、その確認をした上で、署名すべきであると考えます。

(2) 会社法第 318 条第 1 項は「法務省令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。」とされています。そこで当該法務省令において、監査役の署名を要する旨明記するよう要望いたします。

以上